

区分・種別	県指定有形民俗文化財		
名称	きほくぶんらくにんぎょうかしら、いしょう、どうぐいっしき 鬼北文楽人形頭、衣裳、道具一式		
所在地	北宇和郡鬼北町出目		
所有者	毛利高光	管理団体	鬼北町教育委員会
指定年月日	昭和34年3月31日		
解説	<p>鬼北文楽の名は県文化財指定申請にあたって命名されたもので、もと「泉文楽」と称して昭和28（1953）年まで公演を行ってきた人形座であった。その由来は、明治30（1897）年ごろ、東宇和郡横林村坂石で興行不振のために淡路人形芝居上村平太夫座が解散し、人形その他諸道具類を土地の素封家に売却した。また、座員6名が近隣に住みつき、当地に人形芝居愛好の下地をつくったことにあるといわれる。</p> <p>昭和10（1935）年、旧泉村の愛好者であった毛利善穂は、坂石の三瀬家から頭、道具一式を譲り受け、泉文楽を開いた。人形頭は、記名のあるもの17点を含め計42点あり、うち天狗久（天狗屋久吉）作が7点含まれている。昭和44（1969）年に所有者宅の火災に伴い、大部分が損傷を受けたが、昭和58（1983）年に修理が完了し、現在は町民会館で展示公開され教育委員会が保管管理をしている。</p>		

